

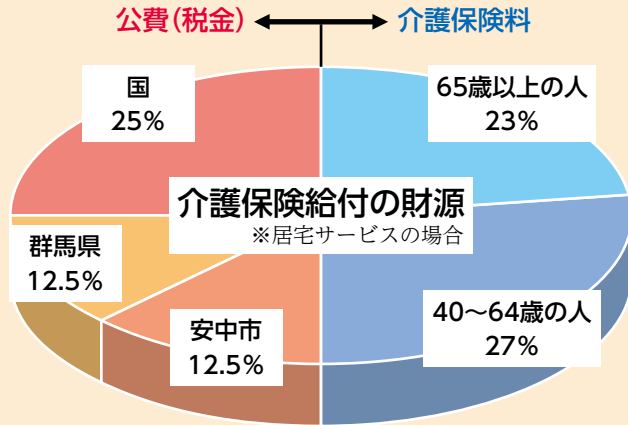
困 高齢者支援課介護保険係 (☎内線1186)

介護保険料の

納め忘れはありませんか

介護保険給付の財源

介護保険は、65歳以上の人(第1号被保険者)と40歳から64歳までの人(第2号被保険者)が納める介護保険料と公費(税金)を財源に運営しています。



介護保険は、寝たきりや認知症などの高齢者に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供することで、本人の生活と家族の介護を支援し、社会全体で老後の安心を支える仕組みです。皆さんが負担している保険料は、介護保険を円滑に運営するための大切な財源ですので、ご理解とご協力をお願いします。

◆65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料の決まり方は?

介護保険事業の財政の均衡を保つことができるよう算出された基準額(※)をもとに、同一世帯内の住民税課税状況や本人の収入(所得)により保険料を算定します。

※基準額=必要とされる介護サービスの総費用×65歳以上の人の負担分(23%)÷65歳以上の人数

◆65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料の納め方は?

年金の受給額が年額18万円未満の人は、市が送付する納付書で納めます。年金の受給額が年額18万円以上の人は、年金からの天引きになります。た

だし、年金の受給額が年額18万円以上であっても、次のいずれかに該当する人は、年金からの天引きが開始または再開されるまでの間(6か月から1年間)市が送付する納付書で納めます。

- ①年度途中で、65歳になった人
- ②年度途中で、他の市区町村から転入した人
- ③年度途中で、年金の受給が始まった人
- ④年度途中で、所得更正などにより保険料が減額になった人(年金天引きが中止されます)
- ⑤年度途中で、所得更正などにより保険料が増額になった人(増額前の保険料は年金から天引きされ、増額分を納付書で納めます)
- ⑥年金の一時差し止めや支給停止になった人
- ⑦年金担保の借入れを行っている人

◆介護保険料を滞納すると?

保険料負担の公平性を確保するため、督促・催告などを行ってもなお保険料の滞納が続く場合には、所有財産(給与報酬・預貯金など)の差押えを行うことがあります。また、保険料の滞納がある場合には、介護サービスを利用したときに滞納期間に応じて保険給付が制限されることがあります。

1年以上滞納すると

サービス費用の全額を一旦自己負担し、申請によりあとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

保険給付の一部または全部が差し止めになり、そこから滞納保険料分を差し引くことがあります。

2年以上滞納すると

利用者負担の割合が引き上げられるほか、高額介護サービス費などが支給されなくなります。